

京都市訓令甲第32号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 榎本頼兼

第5条第2項中「，京都御池中学校・複合施設建設室長」を削り，「音楽高校改革推進室長」を「音楽高校改革推進・建設室長，教員養成支援室長」に改め，同条第4項中「企画事業課長」を「カウンセリングセンター長」に改め，同条第7項中「右京中央図書館建設室長」を「右京中央図書館開設準備室長」に改め，同条第12項本文中「京都御池中学校・複合施設建設室長」を「教員養成支援室長」に改め，同条第13項本文中「音楽高校改革推進室」を「音楽高校改革推進・建設室」に改め，同条第18項中「右京中央図書館建設室」を「右京中央図書館開設準備室」に改める。

附則第3項を削る。

別表課長，教育環境整備室長，京都御池中学校・複合施設建設室長，スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室長，下京中学校教育企画推進室長，工業高校改革推進室長，音楽高校改革推進室長，地域教育専門主事室長，情報化推進総合センター所長，体育健康教育室の保健課長，生涯学習部の生涯学習推進課長，生涯学習総合センターの分館の館長，右京中央図書館建設室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書施設の館長の項中「，京都御池中学校・複合施設建設室長」を削り，「音楽高校改革推進室長」を「音楽高校改革推進・建設室長，教員養成支援室長」に，「右京中央図書館建設室長」を「右京中央図書館開設準備室長」に改める。

別表学校長及び幼稚園長の項中「幼稚園長」の右に「(京都御池中学校長, 御所南小学校長及び高倉小学校長を除く。)」を加え, 同項の次に次の1項を加える。

京都御池 中学校長 、御所南 小学校長 及び高倉 小学校長	(1) 1件200,000円以下の収入決定に関すること。 (2) 使用料及び手数料の徴収に関すること。 (3) 1件200,000円以下の製作品の売却決定及び契約に関すること。 (4) 物品(備品を除く。)の不用の決定並びに不用物品の売却決定及び契約並びにこれらによる売却代金の収入決定に関すること。 (5) 1件10,000円以下の支出決定に関すること。 (6) 水道, ガス, 電気及び電話の料金, 清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。 (7) 1件1,000,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。 (8) 1件1,500,000円以下の図書及び雑誌の購入決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。 (9) 1件500,000円以下の建物, 設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
--	--

附 則

この訓令は, 平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)